



# 東大阪市 第4期地域福祉計画

東大阪市



## はじめに

少子高齢社会の本格的な到来によるひとり暮らし世帯の増加や人々の暮らし方の多様化、また、長引く不況に伴う経済的な不安を抱えた世帯の増加などにより、地域と人とのつながりの希薄化が進行し、社会的な孤立などから様々な問題が引き起こされています。また、かつてない被害をもたらした平成23年3月11日の東日本大震災は、改めて人々の「つながり」の大切さを認識する転機となりました。私たちは今、日頃から地域住民で支えあう「地域の福祉力」の強化に取り組む必要があります。



本市におきましては東大阪市第2次総合計画に掲げた「人間尊重のまちづくり」「市民参加のまちづくり」「豊かさを創造するまちづくり」という基本理念に基づくまちづくりの推進に取り組んでいますが、このたび、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるよう、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの方向性を示す「東大阪市第4期地域福祉計画」を策定しました。

この計画は、「公助」だけでは十分にカバーできない領域において支援を必要としている人を、地域を基盤として包み込み、支えあう「共助」のしくみづくりの道筋を示すものです。

地域福祉の推進にあたり、本市の地域福祉活動の中核的役割を担う東大阪市社会福祉協議会と行政は、さらなる連携を図り取り組みを進めてまいります。地域住民の方や民生委員・児童委員、校区福祉委員会、自治会などの地域福祉の担い手の皆さま、日頃から福祉に携わっている事業者・団体の皆さまにおかれましても、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました、社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉計画策定懇話会の委員の皆さま、アンケート調査や地域懇談会などにご協力いただきました関係機関、市民の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

平成26年3月

東大阪市長 野田義和



## 新しい地域福祉計画の策定にあたって

この度、東大阪市第4期地域福祉計画（以下、本計画）が、地域福祉専門分科会、地域福祉計画策定懇話会及び、関係諸機関のご協力をえて、無事策定を終えることができました。

この間、ご協力いただいた皆さまには、心より感謝いたします。本当にありがとうございました。

本計画は、「すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる 安心と活力の福祉コミュニティの実現」という第2期計画及び第3期計画における基本理念を継承しながら、めまぐるしく変化する福祉施策や今日的状況を勘案し、5年後に本計画が具現化・実体化できることを念頭に作成に努めました。

戦後の日本の社会福祉施策は、憲法第25条により生存権保障が明文化され公的サービスが中心となって展開されていきました。終戦直後の社会福祉制度の基盤が脆弱な時期においては、公平・平等原理によって展開される行政による安定したサービス提供を実施する必要があったからです。

ところが、公的サービス中心の施策は確かに福祉を充実させた反面、地域福祉においては「住民の側に依存的・おまかせ的な体質」や「各法律や制度の枠組みの中だけの対応にとどまり、その狭間で支援を受けられない人々が増大する」といったマイナス面も顕在化させました。また、コミュニティ（住民）意識の希薄化や核家族化や高齢世帯の増加による家庭機能の弱体化により、孤立死やセルフネグレクトといった社会的孤立の問題も今日的社会的問題として深刻化しています。

このような深刻な問題を克服するために「障害者総合支援法」が施行されるとともに、介護保険法において「地域包括ケア」が打ち出され、「子どもの貧困対策法」「障害者差別解消法」「障害者虐待防止法」「生活困窮者自立支援法」等が成立し、虐待防止についても児童・高齢者とあわせてすべての分野において法制化されるなど、前計画策定後の5年間に様々な福祉関係法令が整備されてきました。

しかし、地域が抱える福祉課題はさらに複雑化・多様化し、制度と制度の狭間にあって本当に支援が必要な人々や、地域におけるさまざまな生活問題に対応するには、このような公的サービス中心の福祉施策だけでは、なお十分ではないことも明らかになってきています。

このような課題を克服するためには、公助（専門職による支援）にとどまらない、共助・自助・近助（互助）といった住民の自発的な支えあいによる双方の強み（ストレングス）を活かした取り組み、つまり「住民と行政の協働による地域福祉（まちづくり）」の創造が求められています。

本計画策定にあたっては、「公助＋共助＋自助・近助（互助）」の協働参画型による支え合いのまちづくりの具現化を進めていくために「東大阪市らしさ（地域特性）」を活かした、東大阪市でしか作成できない計画を、様々な方々の参画を得て構想してきました。

高齢・児童・障害といった分野を超えた専門職の多職種連携・協働と地域における地域福祉の担い手の方々との一層の連携強化「顔の見える関係づくり」を、本計画の最重要課題としました。

また、これらの具現化のために、地域福祉の推進の中間支援機関として東大阪市社会福祉協議会を位置づけ、「新・地域福祉活動計画（スクラム '18）」との一体的な計画策定に努めました。

本計画の策定は、東大阪市の地域福祉力を一層高め、さらなる推進を図るためのスタートです。

今後、さまざまな状況の変化に対応できるように継続改善を繰り返しながら、5年後には、本計画が描き出す地域福祉の姿が、東大阪市の地域福祉そのものとなっているように努めていきたいと思えます。

東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会  
会長 新崎国広

# もくじ

## 第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画策定体制	4
4 計画の期間	4
第2章 地域福祉を取り巻く東大阪市の現状	
1 統計からみる市の現状	5
2 第3期地域福祉計画の主な進捗状況	16
3 アンケート調査からみた現状と課題	21
4 地域懇談会からみる課題と今後の取組み	31
5 東大阪市の地域福祉をめぐる主な課題	33
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	35
2 基本目標	36
3 第4期地域福祉計画の体系	37
4 第4期地域福祉計画における地域福祉ネットワークのイメージ	38

## 第2部 各論

第4章 つながり、支えあうまちをつくろう	
1 地域福祉活動の活性化	41
2 地域における福祉の防災力づくり	48
3 安全と安心の確保	51
第5章 地域で発見、相談、支援できるしくみをつくろう	
1 多様な相談機能の充実	56
2 地域福祉ネットワーク	58
3 サービスから漏れる対象になりやすい人	61
4 適正な福祉サービスの確保と情報提供	63
5 社会・地域とつながる場づくり	65
第6章 地域福祉のこころを育もう	
1 地域福祉意識の啓発	67
2 ボランティア、NPOなどの活動	69
第7章 計画の推進体制	
1 地域福祉ネットワーク形成による計画の推進	72
2 計画の実効性の確保	73

## 資料編

1 「社会福祉法」からの地域福祉に関する抜粋 .....	75
2 東大阪市社会福祉審議会条例 .....	77
3 東大阪市社会福祉審議会規則 .....	78
4 東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会設置要綱 .....	80
5 東大阪市第4期地域福祉計画策定懇話会設置要綱 .....	81
6 委員名簿 .....	82
7 計画策定経過 .....	84
8 用語解説 .....	85

### コラム一覧

●「地域の身近な相談相手」 .....	43
～民生委員・児童委員、校区福祉委員会	
●「ちょっとひと休みしていきませんか？」 .....	45
～いきいきサロン、子育てサークル	
●「地域の福祉ネットワークを構築します」 .....	47
～CSW、社協COW	
●「いつ起こるか分からない災害に備えて」 .....	49
～災害時要援護者登録と救急医療情報セット	
●「いつまでも安心して暮らせるまちを目指して」 .....	52
～認知症サポーター養成講座	
●「すべてのひとにやさしいまちを目指して」 .....	55
～ユニバーサルデザインにもとづくまちづくり	
●「相談することが、問題解決の第一歩です」 .....	57
～地域の身近な相談機関	
●「福祉の専門職が、地域を支えます」 .....	60
～地域福祉ネットワーク推進会議	
●「地域のふれあいの大切な拠点です」 .....	66
～学校での交流活動	
●「ボランティア・デビューしませんか」 .....	71
～ボランティア・市民活動センター	